

クリーン21長谷山余剰電力売却仕様書

1. 概要

(1) 適用範囲

本仕様書は、城南衛生管理組合クリーン21長谷山（以下「クリーン21長谷山」という。）が供給する余剰電力の売却について適用する。

(2) 件名 クリーン21長谷山余剰電力売却

(3) 供給場所 京都府城陽市富野長谷山1の270

(4) 発電設備 定格出力4,900kW 1基

(5) 供給電気方式等

ア 電気方式 交流3相3線式

イ 供給電圧 標準電圧20,000V

ウ 周波数 60Hz

エ 本線 1回線

(6) 供給地点

供給場所におけるクリーン21長谷山の特高受電室の関西電力㈱の20,000ボルト地中引き込み線立上り電纜終端箱である。

2. 売却仕様

(1) 契約方法 単価契約

(2) 発電認定設備

当該発電設備は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）における再生可能エネルギー発電設備（バイオマス発電）であり、再生可能エネルギー電気以外の余剰電力の量は、毎月発注者が測定するバイオマス比率に応じて算定する。なお、令和5年6月にFIT認定設備の廃止を行うため、卒FIT設備となる予定である。

(3) 再生可能エネルギー発電設備の区分

バイオマス発電設備（一般廃棄物・木質バイオマス以外のバイオマス燃焼）

(4) 予定売却電力量 10,140,183 kWh（詳細は添付資料②）

(5) 予定バイオマス比率 38%

(6) 供給期間 令和5年4月1日0時から令和6年3月31日24時まで

(7) 契約条項 別紙のとおり

3. その他

(1) 停電期間について

この契約の期間において、定期検査による発電機の停止期間は、令和5年6月2日から6月11日、9月5日から9月12日を予定している（詳細は添付資料①を参照）。

その他、この契約の期間において、計量法に基づく計量器の取替等による停電の

予定はない。

(2) 余剰電力の売却について

令和5年6月1日より固定価格買取制度の適用から外れるため、令和5年6月1日0時から令和6年3月31日24時までは、余剰電力量の全てを売却する。

ただし、固定価格買取制度の適用から外れる時期が変更となる可能性がある。

(3) 非化石価値の提供

この契約において売却するバイオマス発電の電力は、非FIT非化石電源から発電される電力である。バイオマス電力量と併せて、非FIT非化石証書にて受注者に「非化石価値」を提供する。

(4) バイオマス比率の報告

バイオマス比率については、毎月、発注者が受注者へ報告する。

(5) 添付資料

添付資料 - ① 令和5年度クリーン21長谷山運転計画（案）

添付資料 - ② 令和5年度月別予定売却電力量

添付資料 - ③ 令和2年度、令和3年度月別売却電力量実績

添付資料 - ④ 令和3年度売却電力量実績（30分値）

添付資料 - ⑤ バイオマス比率実績